

平成 21 年 12 月 18 日

## 新たな生活課題に対応するための「連携・協働指針」

全国社会福祉協議会 政策委員会 幹事会

### 1. 現下の課題と「連携・協働指針」策定の目的

厳しさの続く今日の社会的、経済的状况の中では、従来の福祉制度のみならず、例えば、新しいセーフティネット策が図られているように、国民のさまざまな生活課題に的確に対応できるための新たな支えや仕組みを必要としている。

そこで、政策委員会は、これまでの議論をふまえ、地域社会で起こっている課題に対する支えの仕組みと課題解決にむけた行動を、各構成組織あるいは地方自治体と連携・協働して実施すること（以下、5を参照）を提案するため、本「連携協働指針」を策定するものである。

### 2. 「連携・協働指針」のターゲット

- (1) 既存の制度や仕組みのみでは対応できない生活課題への柔軟な対応
- (2) 新たなセーフティネットの仕組みの実践と提案（別紙 1）
- (3) 実践とともに制度化も視野に入れた、国、地方自治体への政策提言

### 3. 指針が想定する取り組みの例示（別紙 2～4）（随時更新し、構成組織に事例、取り組み等の情報提供、構成組織間での共有を図る）

- (1) 社会福祉法人・社会福祉施設による社会貢献事業（別紙 2）や地域に向けた公益的取り組み
- (2) 日常生活自立支援事業をベースにした市町村レベルによる総合的な権利擁護事業との連携（別紙 3）や総合相談事業
- (3) 民生委員児童委員による住民の見守り、相談支援活動や地域ネットワークづくり、虐待の早期発見・対応等の活動
- (4) 老人クラブによる仲間づくり、地域づくり（友愛活動、子ども、高齢者相互の見守り、環境など）、健康づくり活動
- (5) 市町村レベルで築く福祉セーフティネットの仕組みづくり（別紙 4）

### 4. スケジュール、各構成組織の取り組み、取り扱い等

- (1) 第 5 回幹事会で協議、意見集約、委員長とりまとめ
- (2) 政策情報等を通して構成組織に情報提供
- (3) 各構成組織の平成 22 年度事業計画案等作成時、本指針を活用した事業計画が作成、実行されることを期待

## 5. 新たな生活課題に対応するための具体的な「連携・協働」に向けて

### (1) 生活課題の共有化

- ・ 現下は、既存の制度や仕組みのみでは生活しづらい人々が顕在化し、セーフティネット策の拡充が求められる社会状況にある。
- ・ 社会福祉法人、社会福祉協議会は、法制度で定められた社会福祉事業の推進はもとより、多様、複雑な福祉課題に柔軟かつ主体的に取り組む「公共性」「公益性」を発揮しやすい立場にある法人である。
- ・ こういった観点で、政策委員会が国民、利用者にとって望ましい豊かな福祉社会の実現を目指すことを目的として設置されたことをふまえ、本会を構成組織は、連携・協働して現下の社会問題に積極的に対応することが求められる。

### (2) 目標

- ① 各構成組織・社会福祉施設、社会福祉協議会の自主的な活動の実施により、国民・利用者の理解と支持を得る
- ② 構成組織の連携・協働を促進する
- ③ 地方自治体レベルの実情に応じた実施体制、基盤整備、充実を図る
- ④ 地方自治体と連携・協働する
- ⑤ 各取り組みを集約し我が国社会福祉の増進を図り、政策へ反映させる

### (3) 構成組織の取り組み

- ① 経済的・社会的権利の尊重
- ② 貧困と排除に対する支援の提供
- ③ 社会的な不安に対する安心の提供
- ④ 共生する地域社会を実現するための社会福祉施設、社会福祉協議会他関係諸機関との連携基盤づくり

### (4) 全国、都道府県社会福祉協議会の役割

- ① 構成組織の実践の実現に向けて連携・協力する
- ② 地方自治体の実情に即した、独自性のある支援が展開できるよう、情報提供、共有、協働開発、運営管理等を行う
- ③ 地方自治体の政策等との連携を図る
- ④ その他必要な支援を積極的に行う

(別紙 2) 社会福祉法人・社会福祉施設による社会貢献事業  
(大阪府社協ならびに老人施設部会の協働事業例)

1. 使命

- ・地域のセーフティネットの一翼を担い、まちを支える。
- ・新たな地域社会の構築に向けて、社会福祉法人の公益活動として、地域の生活レスキュー事業を展開する。

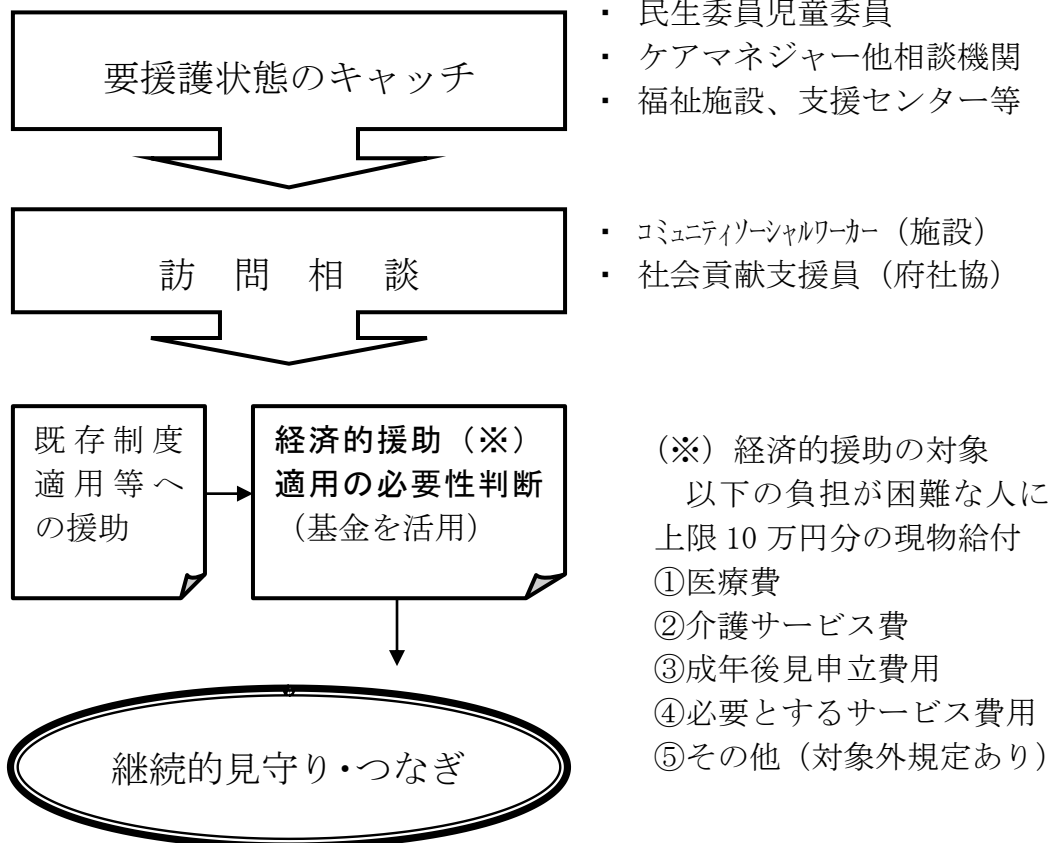
2. 事業概要

大阪府社協ならびに老人福祉施設が、地域の関係諸機関と連携しつつ、さまざまな生活課題を抱えている人々の相談に努め、地域における総合生活相談活動を積極的に実施し「生活の見守り」「情報提供」「諸制度につなぐ」ほか「必要な経済的援助」を行うもの。

3. 経費

府内老人福祉施設が特別会費（社会貢献事業会費）により社会貢献基金を設置。府社協が管理運営を行う（平成 20 年度は 67,783,000 円うち約 5 千万円を経済的援助に活用）。

4. 仕組みと担い手（連携機関等）



5. その他

府社協保育部会では、保育園における地域貢献事業（スマイルサポーター）に取り組みは始めている。

(別紙3)

**市区町村レベルによる総合的な権利擁護事業との連携**  
(東京都福祉サービス総合支援事業の例をもとに)

**1. 目的**

区市町村が、以下の相談を総合的・一体的に実施するための体制を整備することにより、福祉サービス利用者等が、地域において福祉サービスを安心して選択し、利用できるようにすることを目的

- (1) 福祉サービスの利用援助
- (2) 成年後見制度の利用相談
- (3) 福祉サービスの利用に際しての苦情対応
- (4) 権利擁護相談等

**2. 実施主体**

区市町村。事業の一部又は全部を社会福祉協議会、社会福祉法人等に委託できる。

**3. 事業種別関係機関等との連携**

- (1) 利用者サポート(福祉サービスの苦情対応、権利擁護相談、成年後見制度の利用相談他福祉サービス利用に関する専門的な相談)
- (2) 福祉サービス利用援助事業等
- (3) 苦情対応機関等の設置

**4. 都及び都社会福祉協議会運営適正化委員会の役割**

区市町村の権利擁護機関等を支援し、都レベルの苦情対応等について必要な支援を行う。

**5. 補助基準**

- (1) 利用者サポート
- (2) 福祉サービス利用援助事業：地域福祉権利擁護事業委託契約額
- (3) (2)以外の対象者の福祉サービス利用援助事業
- (4) 苦情対応機関設置

**6. 上記事業との連携案**

- (1) 受託促進による地域の権利擁護機関機能の確立
- (2) 継続的支援等の実施による援助の充実等

(東京都の資料をもとに事務局作成)